

さつま町議会基本条例が制定されました。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体の自己決定権と自己責任が拡大されたことに伴い住民の代表機関として自治体の政策形成、最終意思決定を行う議会の役割と責任はますます大きくなってきております。

また、近年の厳しい財政状況下において、行政の効率的かつ効果的運営の必要性が高まり、これらに対するチェック機能の向上、議会議員自らの政策形成能力の充実強化を図る必要があるなど、議会の一層の活性化が求められている現状にあります。

これらの現状を踏まえ、本町議会の実態を見つめなおし、また、具体的に条例案を検討するため、議会基本条例検討小委員会を行財政改革対策調査特別委員会内部に設置し、議会基本条例について調査、検討してまいりました。

今回、3月26日に開催された本会議において、検討小委員会委員の提案による「さつま町議会基本条例」が可決され、平成21年4月1日より施行されました。

1 条例制定の目的

この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい議会となるよう、議会及び議員活動の活性化を図るために必要な基本事項を定め、町政の情報公開と町民参加を基本にしながら、地域課題及びこれに対する町民の意向を把握し、町政諸課題を町の政策に結びつけ、さつま町の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

2 議会の活動原則

- (1) 公正性及び透明性等を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 町民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (5) 町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

3 議員の活動原則

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

4 町民と議会の関係

- (1) 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、すべての情報を積極的に公開するとともに、広報、広聴活動を強化し、町民に対する説明責任を十分に果たすことにより、透明性のある運営を行うものとする。
- (2) 議会は、町民、各種団体、地域等と連携を図り、その意見を的確に酌みとって政策提言に資するものとする。

5 議会及び議員の責務

議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれに基づいて制定される議会の条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

他に、議会及び議員と町長及び執行機関職員との関係、重要施策の審議等、最高規範性、見直し手続きについて定めました。